

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成27年8月11日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500149号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500017号

## 第1 結論

昭和47年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、特例納付制度を利用して遡って保険料が納付できると知ったため、A町(現在は、B市)の役場で納付していない期間の保険料額を聞いた。請求期間の保険料については、同町の役場で昭和48年12月27日に既に納付していたが、納付書を渡されたため、同町の役場で昭和49年4月1日に、再度、納付してしまった。

二重に保険料を納付している証拠として、A町の領収印が押された領収証書を2枚提出するので、調査の上、保険料を二重に納付していたことを認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料を重複して納付した証拠として、請求期間を納付対象とした同一金額(1,350円)が記載されているA町収入役が発行した2枚の「国民年金保険料領収証書(写)」を提出している。1枚目の領収証書は、昭和48年12月27日、2枚目の領収証書は、昭和49年4月1日の同町領収印が押されていることが確認できる。

また、前述の領収証書に係る金額が領収された当時においては、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料は過年度保険料として納付する方法によって納付可能であったところ、当該納付方法を利用して請求期間の保険料を納付した場合の保険料額は1,350円となることから、いずれの領収証書についても、請求期間の保険料を過年度保険料として納付することを目的としていたことがうかがえる。

さらに、前述の領収証書について、過年度保険料は、当時の制度上、社会保険事務

所が取り扱っており、市町村において収納することができなかったものの、i) 請求者が証拠として提出している領収証書の保険料相当額に関して、B市によると、返金等の事務処理が行われていた形跡がうかがえる資料は見当たらない旨の回答をしていること、ii) 当該保険料相当額に関して、日本年金機構によると、還付の事務処理が行われていた形跡は見当たらない旨の回答をしていること、iii) 請求者は、当時、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料を遡って納付する意思を有していたことは明らかであり、A町を信用し行政機関の指示どおり保険料相当額を納付していることを踏まえると、当該保険料相当額は、請求期間の保険料として納付されていたものであると考えられる。

加えて、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料については、納付済みと記録されているところ、その収納年月日等の詳細は確認できないため、前述の領収証書のいずれの金額によって記録されたものであるのか不明である上、請求者及びその訂正請求記録の対象者の国民年金加入期間における保険料は全て納付されていることを鑑みると、保険料の納付意識の高い請求者が訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料を重複して納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500148 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500018 号

## 第 1 結論

昭和 41 年 4 月から昭和 46 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 17 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 41 年 4 月から昭和 46 年 3 月まで

私は、特例納付制度を利用して遡って保険料が納付できると知ったため、A 町（現在は、B 市）の役場で納付していない期間の保険料額を聞いた。請求期間の保険料については、同町の役場で昭和 49 年 4 月 1 日に納付したが、その後、家に違う納付書があったため、まだ納付していない分があるのかと思い、郵便局で昭和 49 年 4 月 4 日に、再度、保険料を納付してしまった。

二重に保険料を納付している証拠として、A 町の領収印が押された領収証書と、郵便局の領収印が押された領収証書を提出するので、調査の上、保険料を二重に納付していたことを認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を重複して納付した証拠として、請求期間を納付対象とした同一金額（5 万 4,000 円）が記載されている 2 枚の領収証書を提出している。1 枚目は、A 町収入役が発行した「国民年金保険料領収証書（写）」であり、当該領収証書には、昭和 49 年 4 月 1 日の同町領収印が押されていることが確認できる。2 枚目は、C 社会保険事務所（当時）が発行した「納付書・領収証書」であり、当該領収証書には、昭和 49 年 4 月 4 日の郵便局領収印が押されていることが確認できる。

また、前述の領収証書に係る金額が領収された当時においては、第 2 回特例納付制度（昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 12 月まで）が実施されていたところ、当該制度を利用して請求期間の保険料を納付した場合の保険料額は 5 万 4,000 円となることから、いずれの領収証書についても、請求期間の保険料を特例納付保険料として納付することを目的としていたことがうかがえる。

さらに、前述の 1 枚目の領収証書について、特例納付保険料は、当時の制度上、社会保険事務所が取り扱っており、市町村において収納することができなかったものの、

i) 請求者が証拠として提出している領収証書の保険料相当額に関して、B市によると、返金等の事務処理が行われていた形跡がうかがえる資料は見当たらない旨の回答をしていること、ii) 当該保険料相当額に関して、日本年金機構によると、還付の事務処理が行われていた形跡は見当たらない旨の回答をしていること、iii) 請求者は、当時、第2回特例納付制度を利用して保険料を納付する意思を有していたことは明らかであり、A町を信用し行政機関の指示どおり保険料相当額を納付していることを踏まえると、当該保険料相当額は、請求期間の保険料として納付されていたものであると考えられる。

加えて、前述の2枚目の領収証書について、請求者は、当該領収証書に係る納付書が自宅にあったため当該納付書に関しても保険料を納付した旨の陳述をしているところ、上述のとおり、第2回特例納付制度については、昭和49年1月から既に開始されていたため、請求者の手元に納付書が存在していても不自然ではないことから、請求者の当該陳述に矛盾は見受けられないほか、日本年金機構によると、2枚目の領収証書に係る保険料に関して、還付の事務処理が行われていた形跡は見当たらない旨の回答をしている。

このほか、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、請求期間の保険料については、納付済みと記録されているところ、その収納年月日等の詳細は確認できないため、前述の領収証書のいずれの金額によって記録されたものであるのか不明である上、請求者の国民年金加入期間における保険料は全て納付されていることを鑑みると、保険料の納付意識の高い請求者が請求期間の保険料を重複して納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500163号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500106号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年2月から昭和42年1月まで

昭和41年2月から昭和42年2月中旬まで、B市のA社で働いていた。しかし、その間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金額に反映するよう訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が、当時の同僚として名前を挙げている者の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、昭和40年4月からA社に勤務したとする当時の同僚は、入社当初は臨時職員として雇用され、厚生年金保険には加入しておらず、会社から声を掛けられ、途中から加入した旨陳述しているところ、請求者も、季節労働・期間労働として勤務していたと回答している。

また、上記同僚は、10人ほどの職人が常時在籍していた旨陳述しているものの、オンライン記録によると、請求期間における厚生年金保険被保険者は6人であったこと及び当該同僚が名前を挙げている従業員についても、同社の厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認できることから、当時、同社では、すべての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも行っていなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は、請求期間において給料は、A社で一緒に勤務していた父親から小遣いとして受け取っていたため、給与明細等は見ることがない旨陳述している上、同社も、当該期間の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。